

平成24年分所得税の還付申告会を開催します

平成24年分所得税の還付申告を受付します。当日は申告書を作成し、提出することができます。

混雑が予想されますので、時間にゆとりを持ってお越しください。

- 日時／1月31日(木)、2月1日(金)
午前9時30分～10時30分
午後1時～3時
※混雑状況により、午前の受付であっても申告の受付が午後になってしまうことがありますのであらかじめご了承ください。

■場所／役場第二庁舎 3階301会議室

- 対象／・年金受給者の方
・年末調整が済んでいない方
・医療費控除を受ける方

当申告会場では、住宅ローン控除のある方、給与収入又は年金収入以外の収入のある方の申告は受付できません。越谷税務署へお願いします。

■必要なもの【共通】

- ①平成24年分の給与所得又は公的年金等の源泉徴収票(コピー不可)
- ②印鑑・筆記用具・計算器具
- ③還付金を受け取る口座(申告者名義)の金融機関名・口座番号の分かるもの
- ④源泉徴収票の住所が現住所と異なる場合は、住民票の写し

◇年金受給者の方

- 前記①から④のほかに
ア 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢医療保険料などの支払金額が分かる書類
イ 国民年金保険料控除証明書(日本年金機構発行)
ウ 生命保険料・地震保険料の控除証明書

◇年末調整が済んでいない方

- 前記①から④のほかに
ア 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢医療保険料などの支払金額が分かる書類
イ 国民年金保険料控除証明書(日本年金機構発行)
ウ 生命保険料・地震保険料の控除証明書

◇医療費控除を受ける方

- 前記①から④のほかに
ア 平成24年1月1日から12月31日までに支払った医療費の領収書(原本)(事前に個人及び支払先ごとに集計し、お持ちください。)
イ アの支払った医療費について、社会保険や生命保険などから補てんされた金額の分かる書類(例：出産育児一時金や入院給付金など)

税理士事務所における無料相談会

(相談内容によっては有料となります。)

■日時／2月1日(金)～15日(金)(土・日・祝日を除く。) 午前10時～正午・午後1時～4時

■場所／最寄りの各税理士事務所

- 対象／・年金受給者の方
・年末調整が済んでいない方
・医療費控除を受ける方

※相談会にお越しの際には、関東信越税理士会越谷支部(☎048-962-6131)へ事前に電話連絡をお願いします。

所得税の還付申告ができます

■場所・日時

●越谷税務署

1月4日(金)～2月13日(水)(土・日・祝日を除く。)

●イオンレイクタウンK a z e 3階イオンホール会場

2月14日(木)～3月15日(金)(土・日を除く。ただし、2月24日及び3月3日の日曜日は受け付けします。)

上記期間は越谷税務署では申告することができませんのでご注意ください。

※確定申告期間中(2/18～3/15)は大変混雑が予想されます。還付申告の方は早めの申告をお勧めします。